

岬町障害者就労施設等からの優先調達推進方針

令和8年7月改正

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、本町全ての行政組織が発注可能な物品等や役務の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務所等

- ア 障害者支援施設(入所施設として生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。)
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所(A型・B型)

(2) 障害者基本法に基づき、国、地方公共団体より必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)」に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所 ※

※ 重度障害者多数雇用事業所とは次の要件を全て満たすものをいう。

- ① 障がい者の雇用数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において、物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

4 調達の対象品目・役務

町が契約によって調達する物品等のうち、印刷物、名刺、食品類、記念品・小物雑貨、縫製品等、役務（のぼり・ひも・軍手の小分け、袋詰め作業、公共施設・公園のトイレ清掃、除草等）等を受注するものとする。

5 調達の目標

本年度の調達目標は、前年度の調達実績額を上回るものとする。

6 調達の推進方法

- (1) この調達方針の担当課は障害福祉所管課とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等や役務の提供などについて情報を収集し、各課に提供する。
- (2) 各課は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回る発注となるよう、発注可能なものについて積極的に発注する。
- (3) 新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (4) 各課は予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令、岬町契約規則など関係規定に従い、随意契約を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行う。
- (5) 障害福祉所管課は、障害者就労施設等に対して、適切な情報発信を始め、物品等に係る質の確保や品目等の拡大等、調達の拡大に向けた取り組みを促す。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達推進方針を作成したときは、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後に取りまとめ、速やかに公表する。